

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年12月11日

【発行者の名称】 スウェーデン地方金融公社
(Kommuninvest i Sverige Aktiebolag (publ))

【代表者の役職氏名】 カロリーナ・モーリン
(Karolina Molin)
上席ドキュメンテーション・マネージャー
(Senior Documentation Manager)

ヨナス・スベンソン
(Jonas Svenson)
上席ドキュメンテーション・マネージャー
(Senior Documentation Manager)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 田 中 収

【住所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1025

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年11月27日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、券面総額、売出価格の総額、計算代理人および償還通貨判定為替レートを決定するための為替レートが決定しましたので、関連する事項を訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出債券に関する基本事項

- 1 売出要項
- 3 償還の方法

3【訂正箇所】

訂正を要する箇所および訂正した箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第2【売出債券に関する基本事項】

1【売出要項】

<訂正前>

(前 略)

| | | | |
|----------|--|------|--|
| 売出債券の名称 | スウェーデン地方金融公社 2019年12月11日満期 期限前償還条項・円償還条項付円/米ドル デュアル・カレンシー債券 (以下「米ドルデュアル債券」という。) および スウェーデン地方金融公社 2019年12月11日満期 期限前償還条項・円償還条項付円/豪ドル デュアル・カレンシー債券 (以下「豪ドルデュアル債券」という。)(場合により「本債券」と総称する。)(注1)(注2) | | |
| 記名・無記名の別 | 無記名式 | 券面総額 | 米ドルデュアル債券につき 50億円(予定) 豪ドルデュアル債券につき 50億円(予定)(注3) |
| 各債券の金額 | 100万円(注4) | 売出価格 | 額面金額の100.00% |
| 売出価格の総額 | 米ドルデュアル債券につき 50億円(予定) 豪ドルデュアル債券につき 50億円(予定)(注3) | 利率 | 年1.00%(注5) |
| 償還期限 | 2019年12月11日 (注4) | 売出期間 | 2018年12月13日から 2018年12月19日まで(注6) |
| 受渡期日 | 2018年12月20日 (注6) | | |

| | |
|--------|--|
| 申込取扱場所 | 売出人および登録金融機関(以下に定義される。)各々の日本における本店および各支店(注8) |
|--------|--|

- (注 1) 本債券は、スウェーデン地方金融公社(以下「発行者」または「公社」という。)により、発行者のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム(以下「ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム」という。)に基づき、2018年12月19日(以下「発行日」という。)(注6)に発行される。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。
- (注 2) 本書には、2本の異なる種類の債券についての記載がなされている。一定の記載事項について、米ドルデュアル債券および豪ドルデュアル債券(それぞれ上記に定義する。)ごとに異なる取扱いが必要である場合、またはそれぞれの債券ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合にはそれぞれの債券ごとに記載内容を分けて記載している。一方、それぞれの債券の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの債券に関する記載内容は共通のものとしてまとめて記載している。まとめて記載した場合、これら2本の債券は単に「本債券」と総称する。
- (注3) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額および売出価格の総額は、米ドルデュアル債券については50億円(予定)、豪ドルデュアル債券については50億円(予定)である。
本債券の券面総額および売出価格の総額は、下記「3 償還の方法 (1) 最終償還」に記載される償還通貨判定為替レートの仮条件に基づく本債券の需要状況を勘案した上で決定される。したがって、最終的な券面総額および売出価格の総額は、需要状況次第で、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。
本債券に関する予定および未定の発行条件は、2018年12月11日までに調印される予定の最終条件書により決定される予定である。
- (注 4) 本債券の利息の支払は日本円によりなされるが、本債券の償還は、2019年12月11日(以下「満期償還日」という。)において、下記「3 償還の方法 (1) 最終償還」に従い、米ドルデュアル債券については日本円または米ドルにより、豪ドルデュアル債券については日本円または豪ドルによりなされる。また、本債券は、下記「3 償還の方法 (2) 発行者の選択による期限前償還」に記載するとおり、償還期限前に発行者の選択により償還される可能性がある。その他の償還期限前の償還については、下記「6 債券の管理会社の職務」および「8 課税上の取扱い (1)スウェーデン王国の租税 ロ。」を参照のこと。
- (注 5) 本債券の付利は、2018年12月20日(当日を含む。)から開始する。
- (注 6) 発行者の格付の変更や金融市場の重大な変動等またはその他一定の事情により本書の記載を訂正すべきこととなった場合には、売出期間、受渡期日および発行日のいずれかまたはすべてを概ね1週間程度の範囲で繰り下げることがある。
- (注 7) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

(中 略)

- (注 8) 売出人は、金融商品仲介を行う登録金融機関(以下「登録金融機関」という。)に、本債券の売出しの取扱いの一部を委託している場合がある。

(中 略)

- (注 9) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(後 略)

<訂正後>

(前 略)

| | | | |
|----------|---|------|--|
| 売出債券の名称 | スウェーデン地方金融公社 2019年12月11日満期 期限前償還条項・円償還条項付円/米ドル デュアル・カレンシー債券 (以下「米ドルデュアル債券」という。) および スウェーデン地方金融公社 2019年12月11日満期 期限前償還条項・円償還条項付円/豪ドル デュアル・カレンシー債券 (以下「豪ドルデュアル債券」という。) (場合により「本債券」と総称する。)(注1)(注2) | | |
| 記名・無記名の別 | 無記名式 | 券面総額 | 米ドルデュアル債券につき 2,586,000,000円 豪ドルデュアル債券につき 6,296,000,000円(注3) |
| 各債券の金額 | 100万円(注4) | 売出価格 | 額面金額の100.00% |
| 売出価格の総額 | 米ドルデュアル債券につき 2,586,000,000円 豪ドルデュアル債券につき 6,296,000,000円(注3) | 利率 | 年1.00%(注5) |
| 償還期限 | 2019年12月11日 (注4) | 売出期間 | 2018年12月13日から 2018年12月19日まで |
| 受渡期日 | 2018年12月20日 | | |
| 申込取扱場所 | 売出人および登録金融機関(以下に定義される。)各々の日本における本店および各支店(注7) | | |

(注 1) 本債券は、スウェーデン地方金融公社(以下「発行者」または「公社」という。)により、発行者のユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラム(以下「ユーロ・メディアム・ターム・ノート・プログラム」という。)に基づき、2018年12月19日(以下「発行日」という。)に発行される。本債券が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注 2) 本書には、2本の異なる種類の債券についての記載がなされている。一定の記載事項について、米ドルデュアル債券および豪ドルデュアル債券(それぞれ上記に定義する。)ごとに異なる取扱いが必要である場合、またはそれぞれの債券ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合にはそれぞれの債券ごとに記載内容を分けて記載している。一方、それぞれの債券の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの債券に関する記載内容は共通のものとしてまとめて記載している。まとめて記載した場合、これら2本の債券は単に「本債券」と総称する。

(注 3) ユーロ市場で募集される本債券の券面総額および売出価格の総額は、米ドルデュアル債券については2,586,000,000円、豪ドルデュアル債券については6,296,000,000円である。

(注 4) 本債券の利息の支払は日本円によりなされるが、本債券の償還は、2019年12月11日(以下「満期償還日」という。)において、下記「3 償還の方法 (1) 最終償還」に従い、米ドルデュアル債券については日本円または米ドルにより、豪ドルデュアル債券については日本円または豪ドルによりなされる。また、本債券は、下記「3 償還の方法 (2) 発行者の選択による期限前償還」に記載するとおり、償還期限前に発行者の選択により償還される可能性がある。その他の償還期限前の償還については、下記「6 債券の管理会社の職務」および「8 課税上の取扱い (1)スウェーデン王国の租税 ロ。」を参照のこと。

(注 5) 本債券の付利は、2018年12月20日(当日を含む。)から開始する。

(注 6) 本債券につき、発行者の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)から提供され、または閲覧に供される信用格付(予定を含む。)はない。

(中 略)

(注 7) 売出人は、金融商品仲介を行う登録金融機関(以下「登録金融機関」という。)に、本債券の売出しの取扱いの一部を委託している場合がある。

(中 略)

(注 8) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法(その後の改正を含む。)(以下「証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(後 略)

3【償還の方法】

(1) 最終償還

<訂正前>

スウェーデン地方金融公社 2019年12月11日満期 期限前償還条項・円償還条項付 円/米ドル デュアル・カレンシー債券につき

(中 略)

「計算代理人」とは、(未定)をいう。

「償還通貨判定為替レート」とは、当初為替レート(以下に定義される。)から(未定)円/米ドル(仮条件を6.50~16.50円/米ドルとするが、最終的に決定される条件は、当該仮条件の範囲外となることがある。)を差し引いたレートをいう。

(中 略)

スウェーデン地方金融公社 2019年12月11日満期 期限前償還条項・円償還条項付 円/豪ドル デュアル・カレンシー債券につき

(中 略)

「計算代理人」とは、(未定)をいう。

「償還通貨判定為替レート」とは、当初為替レート(以下に定義される。)から(未定)円/豪ドル(仮条件を8.50~18.50円/豪ドルとするが、最終的に決定される条件は、当該仮条件の範囲外となることがある。)を差し引いたレートをいう。

(後 略)

<訂正後>

スウェーデン地方金融公社 2019年12月11日満期 期限前償還条項・円償還条項付 円/米ドル デュアル・カレンシー債券につき

(中 略)

「計算代理人」とは、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーをいう。

「償還通貨判定為替レート」とは、当初為替レート(以下に定義される。)から11.71円/米ドルを差し引いたレートをいう。

(中 略)

スウェーデン地方金融公社 2019年12月11日満期 期限前償還条項・円償還条項付 円/豪ドル デュアル・カレンシー債券につき

(中 略)

「計算代理人」とは、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーをいう。

「償還通貨判定為替レート」とは、当初為替レート(以下に定義される。)から15.11円/豪ドルを差し引いたレートをいう。

(後 略)